

大法院 2015 다 45420 損害賠償 (기) 事件報道資料

大法院公報官室

大法院 (主審大法官 趙載淵) は 2018 年 11 月 29 日、日帝強制動員被害者らが企業 (三菱重工業株式会社) に対して提起した損害賠償請求訴訟において、被告 (三菱重工業) の上告を棄却し、被告が強制動員被害者らに一人当たり一億 5000 万ウォンの慰謝料を支払わねばならないという原審判決をそのまま確定させた (大法院 2018 年 11 月 29 日宣告 2015 다 45420 判決)。

原告らと亡金淳禮、亡金福禮 (以下「原告ら」という) は 1944 年 5 月頃国民徴用令、女子挺身勤労令により強制動員された被害者である。大法院 2012 年 5 月 24 日宣告 2009 다 22549、2009 다 68620 判決 (関連事件差戻判決) は「請求権協定にもかかわらず、原告らのような強制動員被害者らが被告に対して損害賠償請求権を行使することができる」という趣旨の判断を行い、本件訴訟は上記判決宣告後に提起され、一、二審は原告らの慰謝料請求権を認めた。

本件の重要争点は 大法院 2018 年 10 月 30 日宣告 2013 다 61381 全員合議体判決 (被告が「新日鉄住金」である事件) と同一である。本件でも大法院は上記全員合議体判決と同様に、原告らの損害賠償請求権は「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」であって請求権協定の適用対象に含まれないとした。被告の消滅時効完成の主張については、被告が本件において消滅時効完成を主張し原告らに対する債務履行を拒絶することは著しく不当であり信義誠実の原則に反する権利濫用であって許容できないと判断した原審の結論を肯定した。

[→HOME](#)